



2023年9月26日

各 位

株 式 会 社 フ ィ ス コ
代 表 取 締 役 社 長 中 村 孝 也
(東証グロース市場・コード3807)
問 い 合 わ せ 先 :
取 締 役 管 理 本 部 長 岡 本 純 子
電 話 番 号 03 (5774) 2440 (代表)

第三者割当による第7回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の成長と価値向上に寄与することが見込まれる暗号資産フィスココイン（以下「FSCC」といいます。）を利用する個人又は企業（当社の役職員と、当社の関係会社の役職員および当社の関係会社も含まれます。）のうち、下記に記載の一定の条件を満たす者（以下、「FSCC保有者」といいます。）に対して、下記のとおり新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

また、現時点において、本新株予約権の引受対象者となる FSCC 保有者の状況は把握しておりませんが、本新株予約権の割当予定先決定に際し、暗号資産交換所「Zaif」に対する FSCC 保有状況の照会を通じて、対象者を把握する予定です。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2024年3月31日
(2) 新株予約権の総数	最大5,000個
(3) 発行価額	総額5,015,000円（新株予約権1個につき1,003円）（注） 但し、発行決議日（以下に定義します。）時点における本新株予約権の価値と2024年3月1日に予定している本新株予約権の正式な発行決議（以下、「条件決定決議」といいます。）時点における本新株予約権の価値を算定し、いずれか高い評価額を最終的な本新株予約権の発行価額とします。詳細については、下記「5. 発行条件等の合理性（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容」をご参照ください。
(4) 当該発行による潜在株式数	500,000株（新株予約権1個につき100株）
(5) 調達資金の額	59,515,000円（注） （内訳） 新株予約権発行による調達額：5,015,000円 新株予約権行使による調達額：54,500,000円 すべての新株予約権が発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値（109円）で行使されたと仮定して算出された見込額です。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行わ

	れない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
(6) 行使価額	行使価額については、本新株予約権発行の申込期間の開始日の前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値と同額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、2023年9月26日から2023年12月31日までの期間に渡り、FSCCを当該期間の1日平均で10,000枚(2023年9月25日時点の換算レートで約1,126,500円相当)以上保有していた者のうち、一定の条件を満たすFSCC保有者(当社の役職員と、当社の関係会社の役職員および当社の関係会社も含まれます。)に対して割り当てます。なお、現時点において、本新株予約権の引受対象者となるFSCC保有者の状況は把握しておりませんが、本新株予約権の割当予定先の決定に際し、暗号資産交換所「Zaif」に対するFSCC保有状況の照会を通じて、対象者を把握する予定です。 また、申込に関する詳細な手続きは、申込日までに当社ホームページ上にて、お知らせします。 本新株予約権の申込に際し、希望個数を電子メールにて当社へ通知し行い、当社にてFSCC保有数量の照会を行った後、割当数量を申込者に対して電子メールにより通知します。 FSCC保有の条件を満たしても、本新株予約権の申込を行わなかった場合は、割り当て対象にはなりません。なお、条件を満たす割当希望者が多数となった場合には、最大5,000個の本新株予約権を希望者に案分し割り当てます。
(8) 新株予約権の行使期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで(但し、2025年3月31日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)とする。
(9) その他	上記各号については、本日付けで金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しており、2024年3月1日に当該有価証券通知書の変更通知書を提出する予定です。なお、本新株予約権については、上記のとおり最大5,000個を予定しており、本日現在の当社普通株式の終値を前提とすると1億円を下回る見込みですが、仮に当社普通株式の株価の上昇等により本新株予約権の総額(及び金融商品取引法に定める通算期間内の通算すべき金額がある場合にはその合計額)が1億円を上回る場合、本新株予約権の発行を取りやめる又は本新株予約権の総数を減じる予定です。

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額に、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、発行諸費用の概算額を差し引いた金額となります。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、2023年9月26日(以下「発行決議日」といいます。)の直前取引日の東京証券取引所の終値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日における終値を行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の見込額であります。実際の本新株予約権の払込金額の総額及び行使価額は条件決定決議日に決定されます。実際の本新株予約権の払込金額の総額及び行使価額は、決定次第お知らせいたします。

2. 募集の目的及び理由

当社は、長年にわたり日本の金融市場における情報配信及び IR コンサルティング企業として、投資家及び上場企業にサービスを提供してまいりました。さらに、当社は、自社が発行する暗号資産フィスコイン（FSCC）の発行体として、株式市場と暗号資産市場に密接な関わりを持っております。このため、株式投資家及び暗号資産投資家と、上場企業とを結びつけるサービスを拡大し、IR 説明会における FSCC の配布や FSCC 保有者特典として、当社の金融・経済情報が無料で見ることのできるサービスの提供などに FSCC を活用することで FSCC 経済圏の構築を進めております。

今回、当社の成長や企業価値の向上に寄与する可能性のある優れたパートナー等と長期的なパートナーシップを築くことを目的として、一定の条件を満たす FSCC 保有者に対し、有償にて新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権は、一定期間において FSCC の一定数を保有していた者を割当の対象として予定していることから、フィスコインの価値の向上及びこれを通じた当社の企業価値・株主価値の向上が見込まれるものと考えております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	59,515,000 円
② 発行諸費用の概算額	3,000,000 円
③ 差引手取概算額	56,515,000 円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額 5,015,000 円に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額 54,500,000 円を合算した金額であります。但し、払込金額の総額は、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値（109 円）で行使されたと仮定して算出された見込額であります。

実際の発行価額及び行使価額は、条件決定決議日に決定されます。

2. 発行諸費用の概算額は、新株予約権算定評価報酬費用、株式事務手数料・変更登記費用等、弁護士費用等の合計です。発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① FSCC 利用促進のための広告費、システム開発費用	56	2024 年 5 月～2025 年 6 月

(注) 調達した資金は支出するまでの期間、当社の取引銀行の普通預金口座にて保管する予定であります。

① FSCC 利用促進のための広告費、システム開発費用

当社は、FSCC 利用促進のために、FSCC を取り扱う暗号資産交換所「Zaif」におけるプロモーションや、ウェブ広告及び媒体広告のための費用及び FSCC を利用した投資ツールのシステム開発費用として、2024 年 5 月から 2025 年 6 月までの期間に、今回調達資金の全てを充当する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により調達した資金を上記記載の使途に充当することにより、FSCC の価値向上に資するとともに、FSCC 経済圏の拡大を促し、より多くのユーザーやビジネスにおける FSCC

の利用促進を図り、FSCC の価値と当社の企業価値の向上に資するものであることから、当社の経営上かかる資金使途は合理的なものであると考えております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定決議日時点における本新株予約権の価値を算定し、いずれか高い評価額を最終的な本新株予約権の発行価額とし、本新株予約権の行使価額は、2024 年 2 月 29 日の東京証券取引所における普通取引の終値と同額とすることを予定しており、当該日の翌取引日において、当社取締役会により、本新株予約権の正式な発行決議条件決定決議を行う予定です。

これは、本新株予約権の行使に際し、一定期間において FSCC の一定数の保有者であることを割当ての条件していることから、当社といたしましては、既存株主様の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、発行決議日から条件決定決議日までの株価の影響を反映し、本新株予約権の発行条件を決定することがより適切であると考えております。

本新株予約権の発行価額の決定に際して、当社から独立した第三者評価機関である茄子評価株式会社の本新株予約権の評価を依頼しました。当該第三者評価機関は、本新株予約権の評価額について、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ式によって算出した結果、発行決議日における本新株予約権の発行価額を 1 個当たり 1,003 円と算出しております。

当社取締役会は、かかる本新株予約権の発行価額について、第三者評価機関が評価額に影響を及ぼす可能性のある前提条件をその評価の基礎としていること、当該前提条件を反映した新株予約権の算定手法として一般的に用いられている方法で価値を算定していることから、適正かつ妥当であり有利発行に該当しないものと判断し、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額を当該算出結果と同額である、1 個当たり 1,003 円に決定いたしました。

また、本新株予約権の行使価額については、発行決議日の直前取引日の東京証券取引所の終値(109 円) で行使されたと仮定して算出された見込額であります。

本新株予約権の最終的な発行価額は、条件決定決議日に改めて算定を行い、決定する予定ですが、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられる汎用ブラック・ショールズ方程式を基礎とした数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果については、合理的な公正価格であると考えられ、払込金額は算定結果である評価額を参考に、当該評価額と同額を予定しているため、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査役全員(うち社外監査役 3 名) から、発行価額が割当予定先に特に有利でないことに関し、当社と独立した第三者評価機関が本新株予約権の発行価額について、実務上一般的な手法によって算定し、その算定手法においても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権の発行価額は、特に有利な金額には該当しない旨の意見を表明しております。また、条件決定決議日においても当社監査役全員から発行価額が特に有利でないことに関する意見を改めて、取得する予定であります。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2023 年 6 月 30 日現在の発行済株式総数 45,908,222 株(議決権株数 45,802,200 株)の約 1.09%(議決権比率 1.09%)に相当します。しかしながら、本新株予約権の発行により調達した資金を FSCC 経済圏の構築に向けたマーケティング費用に充当し、FSCC の価値向上及び FSCC の利用促進を図るとともに、FSCC の価値と当社の企業価値の向上を目指すものであります。このことは、当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えており、発行数量及び株式の希薄化への影響は合理的なものであると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

2023年9月26日から2023年12月31日までの期間に渡り、FSCCを当該期間の1日平均で10,000枚以上保有していたFSCC保有者が割当て対象となります。また、当社が定める申込日までに、申込のあったFSCC保有者に対し反社会的勢力との関係がないことの調査及び本人確認書類等の提出を求め、反社会的勢力との関係がないことの確認が取れたFSCC保有者を割当予定先といたします。なお、現時点で割当予定先が確定しておらず、かつ確定した場合であっても割当先の個別の氏名等を開示することは、割当先が個人の場合にはその方のプライバシーの観点から問題が生じる可能性があり、また割当先が法人の場合には割当先の業務上支障をきたす恐れがあるため、記載を省略させていただいております。なお、割当予定先の確定後に、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出する予定です。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社の成長と価値向上に寄与することが見込まれると判断できることから、FSCC保有者に対し割り当てることといたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先が現時点では未確定のため、各割当予定先からの申込みの際に、保有方針を確認する予定ですが、当社との間で継続保有に関する特段の取り決めはいたしません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先が現時点では未確定のため、各割当予定先からの申込みの際に、本第三者割当の払込に要する自己資金を有していることを預金残高証明の写し等及び口頭で確認し、本新株予約権に係る払込みについて支障がない旨を確認する予定です。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（2023年6月30日現在）	
SEQUEDGE INVESTMENT INTERNATIONAL LIMITED (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行) (常任代理人 株式会社シークエッジ・ジャパン・ホールディングス)	30.34%
株式会社ネクスグループ	13.82%
株式会社CAICADIGITAL	2.17%
株式会社サンジ・インターナショナル	1.72%
株式会社クシム	1.48%
THOMSON REUTERS (MARKETS) SA	1.20%
中埜 昌美	1.09%
J. P. Morgan Securities plc	0.80%
須長 憲一	0.74%
中村 孝也	0.73%

(注) 1. 2023年6月30日現在の株主名簿上の株式数によって算出しております。持株比率は発行済株式（自己株式を除きます。）の総数に対する比率を記載しております。

2. 本新株予約権の割当予定先及び当該割当予定先の権利行使後の株式保有方針について、現時点では未確定のため、募集後の大株主及び持株比率は表示しておりません。

8. 今後の見通し

本新株予約権が行使されることにより、当社の自己資本及び手元資金の拡充に寄与することが考えられますが、当期の業績に与える影響はありません。なお、業績への影響が生じた場合は、

直ちに開示いたします。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、① 希薄化率が25%未満であること、② 支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権又は取得請求権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）ことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
売上高	1,119百万円	1,252百万円	1,071百万円
営業利益	61百万円	226百万円	46百万円
経常利益	△127百万円	239百万円	73百万円
当期純利益	66百万円	3,801百万円	△2,750百万円
1株あたり当期純利益	1.48円	83.21円	△60.13円
1株あたり配当金	3.00円	3.00円	3.00円
1株あたり純資産	27.85円	79.12円	44.89円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	45,908,222株	100%
潜在株式数	170,000株	0.37%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
始値	147円	190円	199円
高値	185円	325円	207円
安値	74円	153円	129円
終値	167円	199円	133円

② 最近6か月間の状況

	2023年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
始 値	127円	126円	116円	121円	118円	116円
高 値	128円	128円	128円	122円	118円	119円
安 値	122円	113円	116円	116円	97円	106円
終 値	126円	117円	121円	117円	115円	109円

(注) 2023年9月については、同年9月25日までの状況です。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年9月25日
始 値	108円
高 値	111円
安 値	108円
終 値	109円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
該当事項なし

株式会社フィスコ第7回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の数
最大 5,000 個

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
当社普通株式最大 500,000 株

各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は当社普通株式 100 株とする。また、当社が、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）以降、当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

さらに、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行うことができる。上記の調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権に係る付与株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

3. 新株予約権と引き換えに払い込む金額

本新株予約権 1 個当たりの払込金額は、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定決議日時点における本新株予約権の価値を算定し、いずれか高い評価額を最終的な本新株予約権の発行価額とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である茄子評価株式会社本新株予約権の評価を依頼している。当該第三者評価機関は、本新株予約権の評価額について、一般的なオプション価格算定モデルであるブラック・ショールズ式によって算出した結果と同額とする。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。行使価額については、本新株予約権発行の申込期間の開始日の前取引日の東京証券取引所における普通取引の終値と同額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で行使価額の調整を行うことができる。

5. 新株予約権の行使期間

2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日まで（但し、2025 年 3 月 31 日が銀行営業

日でない場合にはその前銀行営業日まで) とする。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 本新株予約権者が権利行使前に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。
- (2) 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の①、③、⑦号の場合を除き、当社取締役の過半数（当社が取締役会設置会社である場合は取締役会）が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - ① 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - ② 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - ③ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - ④ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - ⑥ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合
 - ⑦ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

7. 新株予約権の取得条項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約の議案若しくは株式移転計画の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当該議案につき当社取締役会の過半数をもって決定した場合）又は株主から当該株主総会の招集の請求があった場合において、当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。ただし、当社取締役会が有償で取得すると決定した場合には当社取締役会が定めた金額で本新株予約権の全部を有償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が前項に基づき権利行使の条件を欠くこととなった場合、本新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社は、当社取締役会が別途取得する日を定めた場合は、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部又は一部を無償で取得する。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によりその取得する本新株予約権の一部を定める。

8. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会

社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

10. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、第 5 項記載の本新株予約権の行使期間中に当社所定の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて当社所定の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、当社所定の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

11. 組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 5 項に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、第 4 項に準じて行使価額につき合理的な調整がなされた額に、前号に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
第 5 項に規定する本新株予約権を行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第 5 項に規定する本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
第 6 項に準じて決定する。
- (7) 新株予約権の条項
第 7 項に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
第9項に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

11. 新株予約権証券の不発行
当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。
12. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日
2024年3月31日
13. 申込期間
2024年3月2日から3月15日まで
14. 割当日
2024年3月31日
15. 新株予約権の割当てを受ける者及び数
FSCC保有者 人数未定 最大5,000個
16. その他
(1) 本発行要項の規定中、読み替えその他の措置が必要になるときは、会社法の規定及び本新株予約権の趣旨に従い、本発行要項の規定の変更等当社が適切と考える方法により、必要な措置を講ずることができるものとする。
(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上